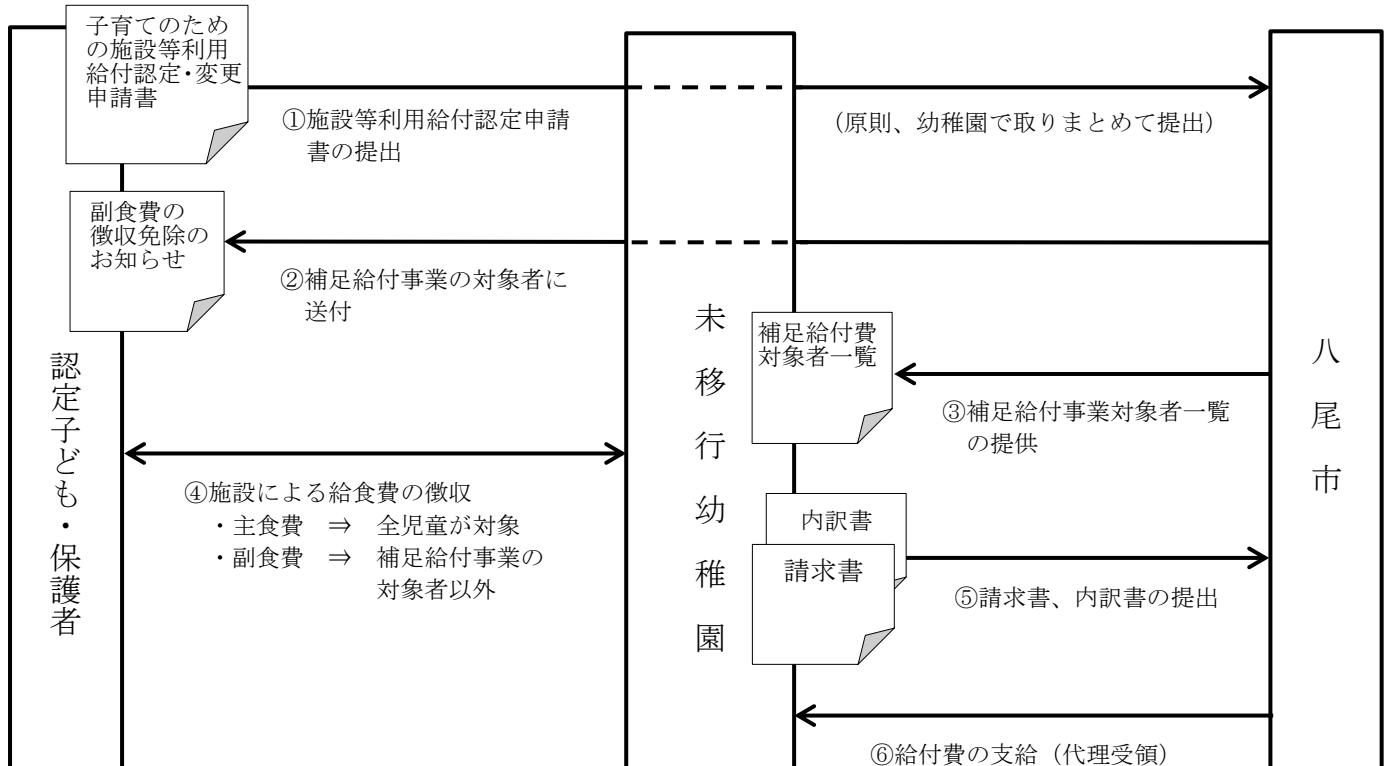


【未移行幼稚園】副食費の補足給付費請求事務フロー



◎八尾市在住の施設等利用給付第1号（新1号）認定子どものうち、副食費の施設による徴収に係る補足給付費対象者について、副食費を施設が認定保護者に代わって八尾市に請求してください。

※給付方法は市町村ごとに異なるため注意してください。

◎補足給付費の上限額

月額単価 4,500 円

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書は、施設等利用給付認定と補足給付費の申請を兼ねています。

④施設が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代が含まれます。
なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含まれません。

⑤請求書は当月分を翌月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

例) 10月分 ⇒ 11月5日までに八尾市 保育・こども園課に提出

※年度内に限り、期限までに請求書を提出できない場合はご相談ください。